

意見書

2025 年 7 月 30 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル6階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

電話番号 03-5304-7511

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

		該当箇所	記載内容	意見案
1	2030- 2044	(検証結果) ＜事業者意見＞	・サービス運営コストに関して、光サービス卸の契約者数が微増にとどまる中で、令和6年には新規機能の実装はさほど増加しておらず、従前からのコストの増加要因は少ないのではないかと。【J A I P A】	当協会からの各主張左記については当協会としては、NTT東西殿の自己検証を踏まえ把握しうる範囲で具体項目につき確認を求めたものになりますが、当該項目の説明がなされないと卸先事業者の理解も進まず、同じ要望を繰り返している状況です。 上記説明がないため研究会においても一部は推測で発言・議論がなされており、研究会で適正に検証が行われるためには NTT 東西殿による丁寧な説明が欠かせないと考えますので、この点引き続き要望いたします。
2	2045- 2051	同上	・自己設置や相互接続とのバランスを勘案する定量的な基準及び計算式、サービス開始当初から過年度を含めた投資と回収の状況、今後の接続料との間で（投資額が）二重回収になる懸念に関し、投資回収における定量的な基準・計算式、そして、これらを理解した前提の下で、卸料金と接続料相当額の差分の各構成要素が占める費用の割合及びトレンドに対する共通理解がないと、個々の費目の定性的な御説明のみでは十分な説明がなされているとは言えないのではないかと。【J A I P A】	前提となる考え方に対する要望前記の各論の議論のみならず、ベースとなる考え方について事業者間で共通理解を得ることが本研究会における検討の大前提であると考えます。当自己設置や相互接続とのバランスを勘案する定量的な基準及び計算式、サービス開始当初から過年度を含めた投資と回収の状況、今後の接続料との間で（投資額が）二重回収になる懸念に関し、投資回収における定量的な基準・計算式、そして、これらを理解した前提の下で、卸料金と接続料相当額の差分の各構成要素が占める費用の割合及びトレンドについて適切な説明を改めて要望いたします。
3	2125-	(情報開示の在	・(資料 91-6 の 4 ページ, 5 ページについて) 接続料以	左記構成員の意見に賛同いたします。

	2147	り方) ＜構成員意見＞	外にも卸料金に影響するいろいろな費目があることが示されているが、定量的な説明が足りない。例えば各費用の割合がそれぞれどういう状況にあるか、各費用のトレンドがどういう状況にあるか、人件費の上昇が卸料金にどれだけのよう影響するかといったことをより丁寧に提示していただけると、少し透明性が高まると思う。定性的な説明ではなくて、もう少し数字に置き換えたもので説明いただけると分かりやすいと思う。	
4	2279- 2280	＜ N T T 東日本・西日本からの主な説明＞	・平成 27 年度の光コラボの提供開始から、今まで総額 2,100 億円規模の値下げを行ってきた。	2024 年度の NTT 殿 IR 資料におけるデータを単純に 10 倍しますと、平成 27 年度以来の 10 年間の NTT 殿の IP 系・パケット通信サービス収入の営業収益の累計額は約 15 兆円規模と推測されます。そのうちのすべてが光卸にかかるものではないものの、2100 億円は 15 兆円の 1.4%にすぎないことを考えると、必ずしも値下げの規模はそれほど高い評価を行うほどのものではないと考えます。
5	2611- 2613	(3) 特定卸の対象役務の範囲	こうした論点や、N T T 東日本・西日本からメタル回線縮退に向けた代替サービスの提供計画が依然として明らかとならない状況を踏まえると、現時点においてひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外することは適当ではない。	ひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外しないことに賛同します。
6	2868— 2872	第 5 章 関門系 ルータ交換機能	第六次報告書とりまとめ時点からの事情の変化として、N T T 東日本・西日本による単県 P O I の増設や特定の	今回経過措置を維持することには賛同しますが、NTT 東西殿による単県 POI の増設が完了した暁には、ポートの新設増設

		（I P o E方式で接続する場合）の接続料の算定方法 3.考え方	V N E事業者による単県P O Iへの移行という変動期が今後も継続する見通しであることから、総務省においては、今後、N T T東日本・西日本による単県P O Iの増設の完了後に改めて経過措置を維持すべき事情があるかについて検討し、原則に戻す時期について決定することが適当である。	以外の変動要因はなくなると考えられることから、GWRの利用中止費に関する特例措置については、法令に基づく本則通りの措置にすべきと考えます。
--	--	---	---	--